

奈良県広域水道企業団の 入札・契約制度に関する 説明会

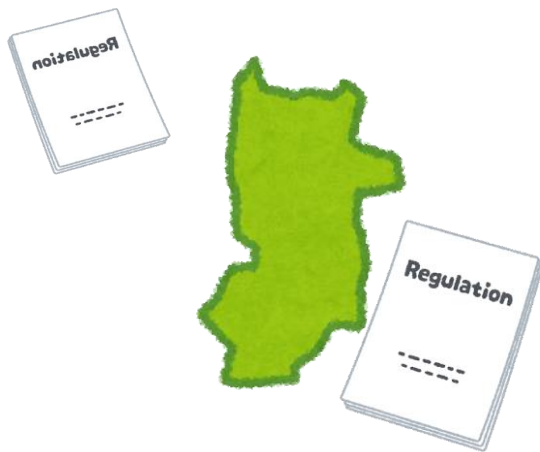
橿原市上下水道部
経営総務課

入札・契約事務の企業団統一

橿原市水道事業は、**令和7年4月**に奈良県広域水道企業団に統合する予定です。

水道工事等の発注や入札・契約についても奈良県広域水道企業団が実施することになります。

入札・契約事務に使用する事業者の名簿や発注基準等は、市町村ごとに異なりますが、新たに企業団のものを作成し、統一する予定となっています。



事業者名簿の登録条件
や入札時の発注基準は
各自治体によって違う



企業団の事業者名簿や発注基準に統一

企業団の名簿に登録が必要
必要な建設業許可→**水道施設工事**
必要な総合評定値→**水道施設工事**

経過措置

事業者が新たな名簿や発注基準に対応するためには相応の時間がかかります。

よって事業者の準備期間を確保するため、企業団に統合する令和7年4月以降も、従来の手続きで入札・契約ができる経過措置期間を設けます。

令和11年度には発注基準等の統一を予定していますが、このときも従前の総合評定値を参照できるなど、経過措置を一部継続します。

令和13年度にすべての経過措置を終了し、入札・契約事務の手続きは統一される予定です。(経過措置期間は延長される可能性があります)



水道施設工事の建設業許可等

令和7年度以降の入札制度の扱い

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度～
入札参加資格	入札参加資格要件	橿原市の入札参加資格要件・取扱を継続 (橿原市入札参加資格者名簿に登録があること)				企業団の統一制度・取扱を適用 (企業団統一の入札参加資格者名簿に登録があること)
	入札参加資格の申請（業者名簿・指名願い）	橿原市の制度・取扱を継続 (橿原市（契約検査課）に対し橿原市入札参加資格者名簿の登録申請を行う)				企業団の統一制度・取扱を適用 企業団に対し企業団名簿への登録申請を行う
入札実施方法	一般競争入札 指名競争入札	橿原市の制度・取扱を継続 (橿原市の発注基準・指名基準を適用する)				企業団の統一制度・取扱を適用 (企業団の発注基準を適用する。総合評定値に経過措置あり)
	開札や書類の受け渡し等、入札・契約に係る事務は、 クリーンセンターかしはら内橿原事務所 で行います。	企業団の発注基準を満たすよう準備				

令和7年度～令和10年度の経過措置

令和7年度から令和10年度の期間は、経過措置として、企業団各事務所が発注する入札に関する名簿や発注基準等は、各構成団体市町村（橿原市）のものを使用します。

経過措置内容	
使用する名簿	各構成団体市町村（橿原市）の名簿
使用する発注基準 （随意契約を除く）	各構成団体市町村（橿原市）の発注基準
配水管等の管路工事発注時に求める建設業許可	各構成団体市町村基準等に定める建設業許可種別 （橿原市は「土木一式工事」と管工事の許可）
配水管等の管路工事発注時に採用する総合評定値	各構成団体市町村基準等に定める建設業許可種別に係る総合評定値 （橿原市は「土木一式工事」の総合評定値）

今までどおりの
名簿・発注基準

ただし、企業団と契約した工事の工事成績や実績等は、橿原市の入札契約制度（主観点の算出等）には反映されません。

※経過措置期間中の成績は、令和11年度以降に企業団の発注基準にかかる評定値に反映される方向性で検討中。

令和11年度～令和12年度の経過措置

令和11年度から令和12年度の期間は、名簿や発注基準は企業団統一のものとなる予定です。

配水管等の管路工事発注時に求める建設業許可は「**水道施設工事**」となります。
ただし、その際に採用する総合評定値は、**水道施設工事許可**または**従前の許可**
（檀原市においては「土木一式工事」）に係る総合評定値の、**いずれか高い方の値を採用する**予定です。

水道施設工事許可及び当該許可に係る経営審査事項の受審は必須です。

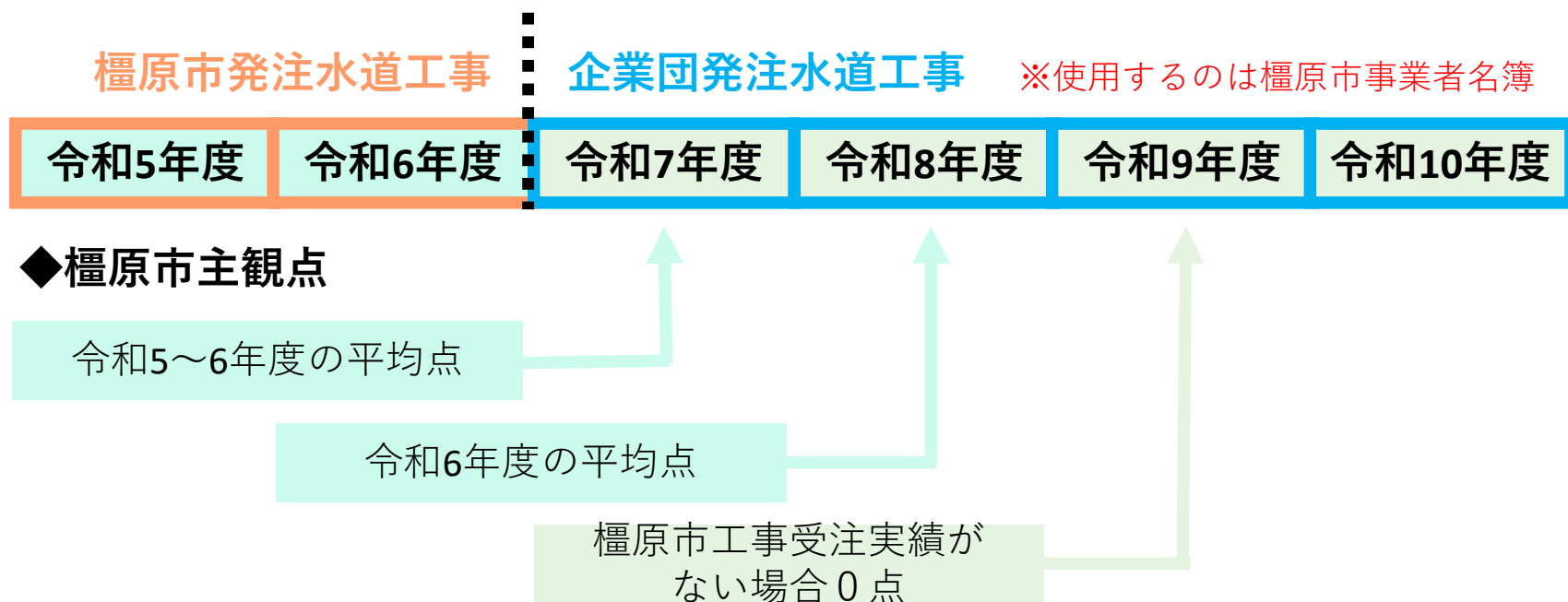
経過措置内容	
使用する名簿	企業団統一名簿
使用する発注基準	企業団統一の発注基準
配水管等の管路工事発注時に求める建設業許可	水道施設工事
配水管等の管路工事発注時に採用する総合評定値	水道施設工事 または 従前の許可 に係る総合評定値 （檀原市は土木一式工事） の いずれか高い方

企業団名簿に
登録必要

令和7年度～10年度の経過措置の課題

令和7年度から令和10年度の期間は、橿原市の従来の事業者名簿や発注基準等を使用します。

ただし、企業団が発注する工事について、この期間中に受注した工事の成績や実績等は、橿原市の入札契約制度（主観点の算出等）には反映されません。



主観点は過去2年間の工事点数の平均点により算出します。

企業団が発注する水道工事のみを受注している事業者は、令和9年度以降、橿原市が発注する工事の受注実績がなければ、橿原市の主観点の加算が0点になります。このとき、事業者が受注できる入札案件に影響が出る可能性があります。

令和11年度～12年度の経過措置の課題

令和11年度から令和12年度には、企業団の工事の発注基準として、「水道施設工事」の建設業許可が必要になります。

また、経営事項審査の評定値を得るために、工事実績を「水道施設工事」に計上していく必要がありますが、これまで水道工事を「土木一式工事」に計上していた事業者は、「水道施設工事」に計上した分、「土木一式工事」計上分を減らすことになります。この結果、受注可能案件に影響が出る可能性があります。

経営事項審査の評定点のイメージ

現行

「土木一式工事」としての
完成工事高

水道工事→

30

その他土木工事→

30

その他、自己資本・利益額等、完成工事高以外の項目により算定される点数 →

660

720

企業団統一後

「土木一式工事」としての
完成工事高

30

690

「水道施設工事」としての
完成工事高

30

660

690

水道工事を土木一式工事として計上しないため、総評定点が従来より低くなり、結果として**檀原市の土木工事受注に影響するおそれがある。**

檀原市水道工事の発注基準

単体による入札参加資格要件	設計金額	1 円以上2,000,000円未満	2,000,000円以上5,000,000円未満	5,000,000円以上10,000,000円未満	10,000,000円以上20,000,000円未満	20,000,000円以上100,000,000円未満	100,000,000円以上
	地域条件	市内業者	市内業者	市内業者	市内業者	市内業者	市内業者
	総評定点	土木一式700点未満	土木一式600点以上	土木一式650点以上	土木一式700点以上	土木一式700点以上	土木一式700点以上
	建設業許可	特定又は一般建設業の土木一式工事及び管工事許可	特定又は一般建設業の土木一式工事及び管工事許可	特定又は一般建設業の土木一式工事及び管工事許可	特定又は一般建設業の土木一式工事及び管工事許可	特定又は一般建設業の土木一式工事及び管工事許可	特定建設業の土木一式工事及び特定又は一般建設業の管工事許可
	配置技術者	土木工事業又は管工事業に係る資格を有する主任技術者	土木工事業又は管工事業に係る資格を有する主任技術者	土木工事業又は管工事業に係る資格を有する主任技術者	土木工事業又は管工事業に係る1級又は2級の資格を有する主任技術者	土木工事業又は管工事業に係る1級又は2級の資格を有する主任技術者又は監理技術者	土木工事業又は管工事業に係る1級の資格を有する監理技術者
	会社施工実績	過去10年以内に契約金額130万円以上の水道工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額130万円以上の水道工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額300万円以上の水道工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額700万円以上の水道工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額700万円以上の水道工事元請実績1件以上	過去10年以内に契約金額2,000万円以上の水道工事元請実績1件以上
		注1) 檀原市給水装置指定工事店として指定後1年以上経過し、かつ会社給水装置工事配管技能者の資格者を有することを要する。 注2) 水道工事元請実績とは、檀原市内での施工実績に限る。なお、檀原市給水装置工事施行許可を受けた工事の実績を含む。					

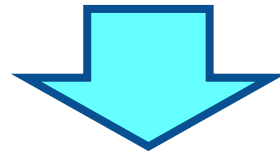
橿原市土木工事の発注基準

設計金額	地域条件	総評定点	建設業許可	配置技術者	会社施工実績
9億円以上	準県内・市内業者 (2～3者JV)	準県内業者1,200点以上 市内業者900点以上	特定建設業の土木一式工事許可	土木工事業に係る1級の資格を有する監理技術者	過去10年以内に契約金額4億円以上の土木一式工事元請実績1件以上
3億円以上 9億円未満	市内業者 (2～3者JV)	800点以上	特定建設業の土木一式工事許可	土木工事業に係る1級の資格を有する監理技術者	過去10年以内に契約金額1億5,000万円以上の土木一式工事元請実績1件以上
1億5,000万円以上 3億円未満	市内業者 (単体又は2者JV)	800点以上	特定建設業の土木一式工事許可	土木工事業に係る1級の資格を有する監理技術者	過去10年以内に契約金額7,000万円以上の土木一式工事元請実績1件以上
5,000万円以上 1億5,000万円未満	市内業者	800点以上	特定建設業の土木一式工事許可	土木工事業に係る1級の資格を有する監理技術者	過去10年以内に契約金額3,000万円以上の土木一式工事元請実績1件以上
2,500万円以上 5,000万円未満	市内業者	800点以上	特定建設業の土木一式工事許可	土木工事業に係る1級又は2級の資格を有する主任技術者又は監理技術者	過去10年以内に契約金額1,500万円以上の土木一式工事元請実績1件以上
1,000万円以上 2,500万円未満	市内業者	700点以上 800点未満	特定又は一般建設業の土木一式工事許可	土木工事業に係る1級又は2級の資格を有する主任技術者	過去10年以内に契約金額700万円以上の土木一式工事元請実績1件以上
300万円以上 1,000万円未満	市内業者	600点以上 700点未満	特定又は一般建設業の土木一式工事許可	土木工事業に係る資格を有する主任技術者	過去10年以内に契約金額300万円以上の土木一式工事元請実績1件以上
1円以上 300万円未満	市内業者	600点未満	特定又は一般建設業の土木一式工事許可	土木工事業に係る資格を有する主任技術者	過去10年以内に契約金額130万円以上の土木一式工事元請実績1件以上

橿原市独自の経過措置の検討

企業団における入札・契約制度の統一にあたり、移行がスムーズに行われるよう経過措置が設けられる予定ですが、課題も残ります。

橿原市としても、企業団移行後の水道工事について、入札に参加する事業者数が減少することや工事の質の低下を招く事態は避ける必要があります。



よって、企業団が設ける経過措置とは別に、橿原市上下水道部として事業者のみならず、可能な限り不利とならないような**独自の経過措置**を設ける予定です。

経過措置の内容については、公表できる状況ではありませんが、現時点における事業者が入札に参加できる資格要件と同等程度の発注基準となるような検討を進めているところです。

今後企業団が発注する工事の入札への参加を希望される場合、経過措置後の企業団、橿原市、その他の自治体の発注工事の入札について、計画を立てて建設業法の許可取得や経営事項審査の受審について準備をしていく必要があります。

想定例 1

**水道施設工事の建設業許可と経営事項審査を受けていない
(土木一式工事及び管工事の許可と土木一式工事の経審を受けている)**

企業団発注の入札・契約案件を受注するために、令和11年度から使用する企業団の入札参加資格者名簿に登録する必要があります。

企業団名簿の登録申請は令和9年度から開始される予定です。

この申請を行うため、それまでに水道施設工事の建設業許可を取得し、経営事項審査を受審する必要があります。

経営事項審査において、現在許可を受けている土木一式工事の完成工事高を、水道施設工事へ振り替えることはできません。

よって、水道施設工事の建設業許可を取得し、経営事項審査を受審したあとに完成工事高を計上していく必要があります。

いままで水道工事を「土木一式工事」の完成工事高として計上していた場合、完成工事高を「水道施設工事」にも配分して計上する必要がありますので、土木一式工事の総評定点が低くなってしまう可能性があります。

想定例 2

水道施設工事の建設業許可と経営事項審査を受けていない (土木一式工事と管工事の許可と経審を受けている)

想定例 1 と同様、企業団発注の入札・契約案件を受注するために、企業団の入札参加資格者名簿に登録する必要があります。

企業団名簿の登録申請が開始される予定の令和9年度をめぐり、**水道施設工事**の建設業許可を取得し、経営事項審査を受審する必要があります。

水道施設工事の建設業許可を取得したあとの経営事項審査において、現在許可を受けている管工事の完成工事高を、水道施設工事へ振り替えることができます。
(年単位の振替が可能)

ただし、そうした場合、管工事の経審は受けることができなくなります。

管工事から水道施設工事への振替をしない場合、新たに水道工事の完成工事高を「水道施設工事」へ計上していくこととなります。(想定例 1 と同じ)

土木一式工事、管工事、水道施設工事について、それぞれの工事の発注基準等を勘案し、完成工事高を計上していく必要があります。

想定例 3

水道施設工事の建設業許可と経営事項審査をすでに受けている

令和13年度以降、企業団発注の水道工事を受注する際には**水道施設工事**の建設業許可と経営審査事項の総評定点を使用します。

よって、引き続き一定の配分で水道施設工事へ完成工事高を計上する必要があります。

なお、企業団の発注基準（水道施設工事の総評定点がいくら必要か）は現在未定です。

檜原市発注の工事を受注する際には、その工事に求められる建設業許可と経営審査事項の総評定点を使います。



他自治体の発注基準等も勘案し、完成工事高を計上していく必要があります。

その他

その他の入札・契約制度に関わる事項のなかで、以下のものは**令和7年度**から**企業団の統一制度・取扱を適用**する予定です。

随意契約

地方公営企業法施行令に定める随意契約の基準に従い、解釈・運用を統一します。

監督・検査・評定の取扱

工事・委託業務の監督・検査・評定の取扱・基準を統一します。

電子契約

電子契約による運用を推進します。

詳細につきましては、ホームページ等で周知する予定です。

お問い合わせ

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせにご連絡をお願いします。

橿原市上下水道部経営総務課

電話番号：0744-27-4411

経営事項審査につきましてのお問い合わせは、下記お問い合わせ先にご連絡をお願いします。

奈良県県土マネジメント部建設産業課

電話番号：0742-27-5429

また、本件についての資料は、橿原市ホームページに掲載する予定です。
適宜ご利用いただくとともに、関係の事業者様へ周知いただきますようお願いいたします。

※ページID17609

トップページ → 「しごと・産業」 → 「入札・契約」 → 「上下水道部の入札・契約」